

四 半 期 報 告 書

(第 22 期第 1 四半期)

自 平成20年 8 月 1 日
至 平成20年10月31日

株式会社アルデプロ

(E04023)

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【仕入及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	16
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
1 【四半期連結財務諸表】	18
2 【その他】	34
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	35
四半期レビュー報告書	36
確認書	37

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年12月15日

【四半期会計期間】 第22期第1四半期
(自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 秋 元 竜 弥

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 久 保 玲 士

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 久 保 玲 士

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第22期 第1四半期連結累計(会計)期間	第21期
会計期間		自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日	自 平成19年8月1日 至 平成20年7月31日
売上高	(千円)	3,240,378	64,638,319
経常利益又は 経常損失(△)	(千円)	△2,341,449	1,129,796
四半期(当期) 純損失(△)	(千円)	△9,534,502	△10,413,890
純資産額	(千円)	13,972,350	23,512,270
総資産額	(千円)	73,690,069	87,056,852
1株当たり純資産額	(円)	3,312.16	5,573.33
1株当たり四半期 (当期)純損失(△)	(円)	△2,260.52	△2,502.56
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	19.0	27.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,271,761	△55,038,612
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,025,679	△3,199,445
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△3,800,792	53,210,984
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,723,506	3,226,858
従業員数	(名)	194	218

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年10月31日現在

従業員数(名)	194
---------	-----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数が前事業年度末と比較して24名減少しておりますが、これは主に当社の支店の廃止等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成20年10月31日現在

従業員数(名)	73
---------	----

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数が前事業年度末と比較して32名減少しておりますが、これは主に支店の廃止等によるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高(千円)
不動産再活事業	—
その他事業	325,232
合計	325,232

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	売上高(千円)
不動産再活事業	2,508,654
その他事業	731,724
合計	3,240,378

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
個人	440,288	13.6
株式会社エー・ディー・ワークス	349,604	10.8

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成20年8月6日開催の取締役会において、ゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社を引受先とする第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成20年8月27日に発行手続きが完了しました。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱や急速な景気の悪化により、企業収益が減少し、個人消費も弱含んで推移いたしました。

当社グループが属する不動産業界におきましても、不動産市況の急激な悪化、金融機関による不動産業

界向け融資の厳格化、相次ぐ不動産会社の経営破たんなど厳しい状況が続いております。

このような環境下、当社では中古不動産再活事業に注力してまいりました。しかしながら、不動産物件の販売が振るわず、売上高は32億40百万円（前年同期比88.7%減）、営業損失19億99百万円、経常損失23億41百万円、当期純損失95億34百万円の計上のやむなきにいたりました。

（セグメント別の概況）

事業の種類別セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

① 不動産再活事業

当社グループの主力である不動産再活事業におきましては、物件の早期売却を最優先課題として取り組んでまいりました。しかしながら、不動産市況は当第1四半期連結会計期間に入ってから低調であり、相次ぐ不動産会社の経営破たんなど一層深刻さを増している状況であります。

当社といたしましては、在庫圧縮、有利子負債の削減に務めたものの、不動産物件の売却が思うように進まず、また利益率も悪化いたしました。この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は25億8百万円（前年同期比90.8%減）、営業損失は15億56百万円（前年同期は営業利益59億86百万円）となりました。

② その他事業

その他事業は、当社保有物件にかかる受取賃料、子会社におけるビルメンテナンス事業、建築資材販売事業等であります。平成20年2月から順次連結子会社を譲渡したことにより、前年同期に比べてその他事業にかかる売上高が減少いたしました。その他事業はおおむね堅調に推移いたしましたが、のれん償却額約70百万円をカバーするまでにはいたりませんでした。

以上の結果、その他事業の売上高は7億33百万円（前年同期比60.4%減）、営業損失23百万円（前年同期は営業利益4億79百万円）となりました。

「財政状態及び経営成績の分析」における前第1四半期連結会計期間の金額、前年同期比増減率につきましては、参考として記載しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、736億90百万円（前連結会計年度末比133億66百万円の減少）となりました。主な理由としては、商品の販売による販売用不動産の減少、短期借入金の減少などです。

当第1四半期連結会計期間末における負債は、597億17百万円（同38億26百万円の減少）となりました。主な理由としては、商品の販売に伴う借入金の金融機関への返済により短期借入金が減少したことによるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、139億72百万円（同95億39百万円の減少）となりました。主な理由としては、四半期純損失95億34百万円を計上したことに伴う利益剰余金の減少によるものであります。以上の結果、自己資本比率は19.0%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、17億23百万円（前連結会計年度末は32億26百万円）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、12億71百万円の収入となりました。これは、税金等調整前四半期純損失95億円を計上したものの、販売用不動産評価損60億64百万円、棚卸資産の減少45億34百万円の計

上などにより営業キャッシュ・フローが増加になったものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、10億25百万円の収入となりました。これは、貸付金の回収による収入9億78百万円を計上したことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、38億円の支出となりました。これは、物件の売却に伴い短期借入金を金融機関に返済したことなどによる減少であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消すべく努めております。

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年12月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,217,839	4,217,839	東京証券取引所 マザーズ	株式としての権利内容に制限の 無い標準となる株式
計	4,217,839	4,217,839	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年12月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第1回新株予約権
(平成15年5月16日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数	11個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,400株
新株予約権の行使時の払込金額	150円
新株予約権の行使期間	平成17年5月17日から 平成25年5月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150円 資本組入額 75円
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 b 新株予約権の相続は認めない。 c その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社は、以下のように株式分割を行っております。

平成15年10月7日開催の取締役会決議に基づき、平成15年12月5日付をもって普通株式1株を2株に分割
平成16年4月7日開催の取締役会決議に基づき、平成16年6月18日付をもって普通株式1株を4株に分割
平成16年9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月20日付をもって普通株式1株を10株に分割
平成18年6月1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月1日付をもって普通株式1株を5株に分割
これらにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額はそれぞれ調整されております。

- 2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。調整の結果、1端株(1株の100分の1)未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 4 株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

② 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく第5回新株予約権

(平成17年10月26日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年10月31日)
新株予約権の数	190個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	950株
新株予約権の行使時の払込金額	17,200円
新株予約権の行使期間	平成19年10月27日から 平成27年10月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 17,200円 資本組入額 8,600円
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使時においても当社の従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 b 新株予約権の相続は認めない。 c その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社は、以下のように株式分割を行っております。

平成18年6月1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月1日付をもって普通株式1株を5株に分割これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額はそれぞれ調整されております。

- 2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。調整の結果、1端株(1株の100分の1)未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 4 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使の場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

③ 転換社債型新株予約権付社債

(平成20年8月6日取締役会決議)

株式会社アルデプロ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成20年8月27日発行）	
第1四半期会計期間末現在 (平成20年10月31日)	
新株予約権の数	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	(注2)
新株予約権の行使期間	(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注4)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は、できないものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	(注5)
代用払込みに関する事項	(注6)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,002

(注) 1 本新株予約権を行使すること（以下「行使」という。）により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を以下2記載の転換価額（ただし、以下2（3）記載の転換価額の調整によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- 2 (1) 本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
 (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初3,850円とする。なお、転換価額は本項第(3)によって調整されることがある。
 (3) 転換価額の調整

① 当社は、次に定めるとおり、本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

本新株予約権付社債の発行後、本号②(i)乃至(iii)に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}}$$

② 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 本号③(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、下記(iii)記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記(iv)記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 本号③ (ii) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（以下「取得請求権付証券等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして）転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして）本号① (i) に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- (iv) 本号② (i) 乃至 (iii) の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号② (i) 乃至 (iii) にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については、当社は行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(調整前転換価額－調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ③ 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 本欄① (i) に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本欄② (iv) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当社普通株式の東京証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所（当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮し

て、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

- (iii) 本号①(i)に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、本号②(ii)の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- ④ 本号②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

- (i) 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本欄(3)により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本欄②の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- 3 本新株予約権付社債の社債権者は、平成20年8月28日から平成21年8月26日までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、①当社が以下8(4)の記載事項により本社債を買入消却する場合には、本社債が消却される時以後、②当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以後、本新株予約権を行使することはできない。また、当社が以下8(2)記載の本新株予約権付社債の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、繰上償還請求書が償還金支払場所に提出された時点より本新株予約権を行使することはできない。本新株予約権は、会社法第287条の定めにより行使することができなくなった時点において消滅する。

- 4 ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、当初3,850円とする。なお、以下記載の7によって転換価額が修正された場合は、調整後の転換価額とする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

③ 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 5 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。

- 6 本新株予約権の行使に際して代用払込みは行われぬ。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、その価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。

- 7 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権で、下記①から⑦までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編成対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編成対象会社の承継新株予約権を交付し、再編成対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編成対象会社の承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかか

る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の種類再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数
当該組織再編成行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を別記「転換価額の調整」に準じた調整を行ったうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編成行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、別記「転換価額の調整」の調整に準じた調整を行う。
- ④ 承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額
交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。
- ⑤ 承継新株予約権の行使期間
別記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項
別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「新株予約権の消却の事由及び消却の条件」に準じて決定する。

8 償還の方法及び期限

- (1) 本社債は、平成21年8月27日にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
 - (2) ①次の各号に規定する事由が生じた場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、いつでも、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
 - (i) 税制の変更により本社債に関し当社が行なう支払につき公租公課の源泉徴収又は控除が必要となることが判明したとき。
 - (ii) 当社の組織再編成行為（7に定義する。）、当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の者に対する売却若しくは移転（但し、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく義務が相手先に移転される場合に限る）又はその他の会社再編成手続で本新株予約権付社債に基づく当社の義務が他の者に引き受けられることとなるもの、に関する機関決定が行われたとき。
 - (iii) 当社の株式の上場廃止事由が生じたとき。
 - ②本号①の規定により本社債の繰上償還を請求しようとする本新株予約権付社債の社債権者は、償還すべき日の30日前までに当社の定める請求書（以下「繰上償還請求書」という。）に繰上償還を請求しようとする社債の金額を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項（5）記載の償還金支払場所（以下「償還金支払場所」という。）に提出しなければならない。
 - ③本社債の繰上償還請求の効力は、繰上償還請求書が償還金支払場所に到着したときに生ずるものとする。繰上償還請求書を提出した本新株予約権付社債の社債権者は、その後これを取り消すことはできない。
- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (4) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
 - (5) 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
株式会社アルデプロ 経営管理本部

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月24日	—	4,217,839	—	12,944,169	△475,721	12,309,418

(注) 資本準備金の減少は欠損填補475,721千円によるものであります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年7月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,217,839	4,217,839	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,217,839	—	—
総株主の議決権	—	4,217,839	—

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が11株(議決権11個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 8月	9月	10月
最高(円)	4,220	4,950	2,450
最低(円)	1,981	1,830	1,102

(注) 株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役	取締役 (事業本部長)	高橋康夫	平成20年11月21日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成20年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、アスカ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年10月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 1,753,020	※2 3,266,423
受取手形及び売掛金 (純額)	155,101	170,090
販売用不動産	※2 58,501,574	※2 69,091,606
原材料	1,241	1,168
仕掛品	1,575,279	1,583,785
前渡金	6,141,681	6,678,754
繰延税金資産	34,645	45,422
その他	5,930,671	7,660,886
貸倒引当金	△1,666,221	△2,757,494
流動資産合計	72,426,994	85,740,643
固定資産		
有形固定資産		
建物 (純額)	※1, ※2 170,643	※1, ※2 205,419
機械装置及び運搬具 (純額)	※1 7,815	※1 8,885
工具、器具及び備品	※1 32,637	※1 39,927
土地	※2 72,224	※2 87,442
有形固定資産合計	283,320	341,674
無形固定資産		
のれん	99,183	420,387
その他	28,009	30,194
無形固定資産合計	127,192	450,582
投資その他の資産		
投資有価証券	4,900	21,000
繰延税金資産	15,544	24,240
その他	832,117	478,711
投資その他の資産合計	852,562	523,951
固定資産合計	1,263,075	1,316,209
資産合計	73,690,069	87,056,852

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年10月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	754,845	808,042
短期借入金	※2, ※3 42,767,952	※2, ※3 46,535,996
1年内返済予定の長期借入金	※2 126,996	※2 126,996
1年内償還予定の社債	10,032,720	10,032,720
未払法人税等	60,732	40,656
賞与引当金	22,273	17,031
完成工事補償引当金	7,291	8,765
訴訟損失引当金	—	362,000
解約損失引当金	1,184,042	—
その他	1,477,925	2,295,208
流動負債合計	56,434,779	60,227,417
固定負債		
社債	730,000	730,000
長期借入金	※2 2,478,351	※2 2,510,100
退職給付引当金	32,218	32,553
負ののれん	32,119	34,260
その他	10,250	10,250
固定負債合計	3,282,938	3,317,163
負債合計	59,717,718	63,544,581
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,944,169	12,944,169
資本剰余金	12,309,418	12,785,139
利益剰余金	△11,278,311	△2,219,529
株主資本合計	13,975,276	23,509,778
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△5,100	△2,372
評価・換算差額等合計	△5,100	△2,372
少数株主持分	2,174	4,863
純資産合計	13,972,350	23,512,270
負債純資産合計	73,690,069	87,056,852

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)
売上高	3,240,378
売上原価	4,452,242
売上総損失(△)	△1,211,863
販売費及び一般管理費	※787,667
営業損失(△)	△1,999,531
営業外収益	
受取利息	3,077
受取手数料	19,333
その他	18,687
営業外収益合計	41,098
営業外費用	
支払利息	348,359
支払手数料	13,689
消費税相殺差損	11,599
その他	9,368
営業外費用合計	383,016
経常損失(△)	△2,341,449
特別利益	
固定資産売却益	890
貸倒引当金戻入額	1,047,967
その他	285
特別利益合計	1,049,143
特別損失	
固定資産除却損	18,501
固定資産売却損	2,524
貸倒引当金繰入額	101,488
投資有価証券評価損	14,999
減損損失	251,127
事業再編損	6,410
販売用不動産評価損	6,064,197
解約違約金	565,000
解約損失引当金繰入額	1,184,042
特別損失合計	8,208,293
税金等調整前四半期純損失(△)	△9,500,599
法人税、住民税及び事業税	3,476
法人税等調整額	30,397
法人税等合計	33,873
少数株主利益	29
四半期純損失(△)	△9,534,502

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△9,500,599
減価償却費	14,657
のれん償却額	70,076
減損損失	251,127
事業再編損失	6,410
販売用不動産評価損	6,064,197
解約違約金	565,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,091,273
賞与引当金の増減額(△は減少)	5,241
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△334
受取利息及び受取配当金	△3,077
支払利息	348,359
投資有価証券評価損益(△は益)	14,999
株式交付費	1,000
固定資産売却損益(△は益)	1,634
固定資産除却損	18,501
売上債権の増減額(△は増加)	14,989
たな卸資産の増減額(△は増加)	4,534,266
前渡金の増減額(△は増加)	△27,926
その他の流動資産の増減額(△は増加)	449,174
仕入債務の増減額(△は減少)	△53,196
未払消費税等の増減額(△は減少)	56,542
前受金の増減額(△は減少)	△11,060
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△8,635
その他	87,939
小計	1,808,014
利息及び配当金の受取額	3,077
利息の支払額	△539,331
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,271,761

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年8月1日
至平成20年10月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△8,000
定期預金の払戻による収入	6,000
有形固定資産の取得による支出	△476
有形固定資産の売却による収入	26,052
無形固定資産の売却による収入	161
貸付金の回収による収入	978,320
差入保証金の差入による支出	△4,660
差入保証金の回収による収入	27,181
その他	1,100
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,025,679
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△3,768,043
長期借入金の返済による支出	△31,749
その他	△1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,800,792
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,503,352
現金及び現金同等物の期首残高	3,226,858
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,723,506

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)

当社グループが属する不動産業界におきましては、サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱、金融機関による不動産向け融資の厳格化、相次ぐ不動産会社の経営破たんなど厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社所有不動産物件について、不動産市況の悪化や買い手側の資金的な理由により思うように売却が進まない状況となっております。不動産市況の下落の影響を受け、利益率が低下し、当第1四半期連結会計期間において売上総損失、営業損失、経常損失、四半期純損失を計上いたしました。なお、所有不動産の販売が思うように進まないため、金融機関からの借入金の一部の返済について、金融機関との合意により返済期日を延期しております。

当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりますが、下記施策の確実な実行により、早期に資金繰りの安定化が実現できると考えております。

- ① 当社は、取引金融機関と緊密な関係を維持しており、当面の厳しい事業環境を乗り越えるべく、継続的なご支援をいただくことを前提とした資金計画の見直しを行っております。資金計画の見直しの一環として、平成20年8月27日に公表いたしましたとおり、当社の最大債権者であるジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社に対して、第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行っております。
- ② 当社は世界有数の金融機関であるゴールドマン・サックスから社外取締役を2名招聘しております。不動産業界を取り巻く環境は厳しいものの、i) サブプライムローン問題に端を発した不動産業界全体の混乱が一巡した後に、当社の不動産再活事業に対する中長期的な需要の高まりが期待できること、ii) 当社の保有物件の将来的な売却により収益寄与が期待できること、についてゴールドマン・サックスに理解をいただいております。今後も今まで以上に密接な関係を築いてまいります。
- ③ 経営資源を首都圏に集中させ、同エリアにおける収益用不動産の売上拡大を図ってまいります。今期につきましては、中古マンションを販売する子会社(株式会社アルデプロ住宅販売)を設立し、販売の拡大を目指してまいります。また、不動産特定共同事業法に基づく許可申請を行い、一棟物件についての仕入資金の調達および売却を進めてまいります。
- ④ 当社におきましては支店、営業所の閉鎖等を実施し、固定的コストの削減を進めております。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)	
1. 会計処理の原則及び手続の変更	販売目的で保有する棚卸資産については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。これにより、売上総損失、営業損失及び経常損失が774,064千円、税金等調整前四半期純損失が6,453,989千円それぞれ増加しております。
2. 解約損失引当金の計上基準	当社の仕入について、契約を解除することにより、損失処理することに備えるため、その見込額を計上しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)
(偶発債務) 当社は、平成20年2月14日付で株式会社ゼニスから、不動産物件の売上の媒介手数料288,331千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。当社ではこの支払の根拠について事実関係の確認をしておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。 当社は、平成20年6月26日付で福岡サブリ合同会社から、不動産物件の売買契約に係る違約金1,060,000千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。 当社は、平成20年8月28日付で仙台観光株式会社から、不動産物件の売買契約に係る違約金244,000千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年10月31日)	前連結会計年度末 (平成20年7月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 154,243千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 168,716千円
※2 担保資産及び担保付債務	※2 担保資産及び担保付債務
担保資産	担保資産
現金及び預金 573,473 千円	現金及び預金 582,131千円
販売用不動産 58,100,385	販売用不動産 67,175,552
建物 4,803	建物 4,849
土地 64,073	土地 64,073
合計 58,742,735	合計 67,826,607
担保付負債	担保付負債
短期借入金 42,429,040	短期借入金 44,538,496
一年以内返済予定の	一年以内返済予定の
長期借入金 108,000	長期借入金 108,000
長期借入金 1,956,000	長期借入金 1,983,000
合計 44,493,040	合計 46,629,496
※3 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	※3 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
当座貸越契約の総額 8,838,000 千円	当座貸越契約の総額 8,838,000千円
借入実行残高 6,344,496	借入実行残高 6,561,496
差し引き額 2,493,503	差し引き額 2,276,503

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
販売手数料	62,829 千円
貸倒引当金繰入額	25,054
給与及び賞与	221,826
地代家賃	39,032
租税公課	46,048
管理諸費	57,132
広告宣伝費	86,038
のれん償却額	67,935

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	1,753,020千円
預入期間が3か月超の定期預金	<u>△29,514</u>
現金及び現金同等物	1,723,506

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年10月31日)及び当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4,217,839

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年10月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年10月31日)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年8月1日至平成20年10月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)

	不動産再活事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,508,654	731,724	3,240,378	—	3,240,378
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	1,883	1,883	(1,883)	—
計	2,508,654	733,607	3,242,262	(1,883)	3,240,378
営業損失(△)	△1,556,009	△23,314	△1,579,324	(420,207)	△1,999,531

(注) 1 事業区分の方法

内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 不動産再活事業…中古マンション、中古オフィスビル等の販売、新築マンションの分譲、新築オフィスビル等の販売

(2) その他…賃料収入、リフォーム売上高、収入手数料等

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年10月31日)	前連結会計年度末 (平成20年7月31日)
3,312.16円	5,573.33円

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)
1株当たり四半期純損失(△) △2,260.52円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年8月1日 至平成20年10月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(△)(千円)	△9,534,502
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△9,534,502
普通株式の期中平均株式数(株)	4,217,839

(重要な後発事象)

平成20年12月9日開催の取締役会において、平成20年10月24日開催の第21回定時株主総会で決議された会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与を次のとおり決議いたしました。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の取締役、従業員に対し新株予約権を無償で交付するものであります。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式12,410株

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3. 新株予約権の総数

12,410個(新株予約権1個につき普通株式1株)

なお、上記2.により付与株式数が調整された場合は、同様の調整を行う。

4. 新株予約権の割当対象者および割当数

割当対象者	対象者数	割当数
当社取締役	5名	2,500個
当社従業員	52名	9,910個
合計	57名	12,410個

5. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに、金銭の払込みを要しないこととする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1,358円

(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。))は、割当日(平成20年12月9日)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。))における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)と割当日の終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い金額。)

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

- i) 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii) 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii) 上記i)およびii)のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の総額

16,852,780円

8. 新株予約権の割当日

平成20年12月9日

9. 新株予約権を行使することができる期間

平成22年10月25日から平成30年10月24日まで

10. 新株予約権の行使の条件

- i) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。
ii) 新株予約権の相続は認めない。
iii) この他、新株予約権の行使の条件は株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i)記載の資本金等増加限度額から上記i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

13. 新株予約権の消滅事由等

- i) 新株予約権者が権利行使をする前に、10. i)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合、新株予約権は消滅する。
ii) 新株予約権者が新株予約権放棄を申し出た場合、新株予約権は消滅する。

14. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に

対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

15. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年12月12日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 慎哉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 法木 右近 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年8月1日から平成20年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手段その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成20年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、当第1四半期連結累計期間に営業損失、経常損失、四半期純損失を計上している。さらに、一部金融機関からの借入金の返済について、金融機関との合意により返済期日を延期している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は、平成20年12月9日開催の取締役会において、平成20年10月24日開催の第21回定時株主総会で決議された会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与について、具体的な発行内容を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月15日
【会社名】	株式会社アルデプロ
【英訳名】	ARDEPRO Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋 元 竜 弥
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長秋元竜弥は、当社の第22期第1四半期(自 平成20年8月1日 至 平成20年10月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。